

平成24年第1回（1月）臨時会

県央県南広域環境組合
議会 会議録

平成24年第1回 県央県南広域環境組合議会臨時会会議録

平成24年1月13日 (1日間) 午後3時00分 開会

平成24年第1回県央県南広域環境組合議会臨時会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番	林田 勉	2 番	馬渡 光春	3 番	園田 智也
4 番	西口 雪夫	5 番	松永 隆志	6 番	田添 政継
7 番	笠井 良三	8 番	山口 喜久雄	9 番	上田 篤
10 番	柴田 安宣	11 番	小嶋 光明	12 番	町田 康則
13 番	並川 和則				

2 説明のために出席した者は、次のとおりである。

管理者	宮本 明雄	副管理者	横田 修一郎	副管理者	奥村 慎太郎
副管理者	藤原 米幸	事務局長	松尾 博之	総務課長	中村 秀憲
施設課長	寺田 集施	総務課課長補佐	高木 謙次	施設課課長補佐	田中 金大
施設課管理係長	内田 繁治				

3 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書記長 山田 圭二 書記 濱崎 和也 書記 吉田 将光

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	会議録署名員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第1号 訴えの変更について
	議案第2号 平成23年度県央県南広域環境組合一般会計補正 予算(第3号)

○議長（並川和則君）

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成24年第1回県央県南広域環境組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名、全員でございます。定足数に達しております。今期臨時会に説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

この際、議長より傍聴人の皆さん方にもお願いでございますが、組合議会傍聴規則によりまして、静粛にひとつ傍聴していただきますようお願いいたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際これを許可したいと思います。管理者。

○管理者（宮本明雄君）

皆様、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日、ここに臨時議会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

昨年のご承知のとおり、3月の東日本大震災を初め7月の新潟、福島の豪雨災害、9月の紀伊半島を中心とした台風被害など、大きな災害が発生した年でした。私どもの管内では激甚災害の指定を受けるような災害はございませんでしたが、少なからず影響も被害も受けたところでございます。今年こそは災害の少ない年であってほしいというふうに思っております。

さて、今議会に提出しております議案は、「訴えの変更について」及びそれに伴う所要の経費を計上した「平成23年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第3号）」でございます。

ご承知のとおり、平成17年度から19年度までの用役費等につきましては、平成20年9月の提訴以来、長崎地方裁判所において係争中でございます。現在は裁判所による主張整理が行われている状況でございます。次回は1月23日に予定されております。

一方、平成20年度から22年度にかかります用役費等の超過経費の取り扱いにつきましては、現訴訟の進行状況も勘案しつつ、精算の方法や精算を求める時期等をこれまで訴訟代理人と協議をいたしました。

その結果、新たに訴訟を提起するよりも現訴訟に追加して請求をしたほうが経済的に有利であること、また、その時期は、主張整理がまとまりつつある今においてほかにないとの結論に達しましたので、今般、これにかかわる所要の議案につきまして臨時議会を招集させていただいたところでござい

す。

詳細につきましては事務局長等に説明をいたさせますので、ご了承を賜りたいというふうに存じあげております。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（並川和則君）

議事日程につきましては、お手元に配付いたしております議事日程表により執り行いたいと思いますので、ご了承方お願いしたいと思います。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条により、会議録署名議員に8番山口議員及び9番上田議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

今期臨時会の会期を1月13日の1日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3 議案第1号「訴えの変更について」及び議案第2号「平成23年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第3号）」は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第1号「訴えの変更について」ご説明申し上げます。

本案は、平成20年8月26日開催の平成20年第2回組合議会定例会において、議案第8号により議会の議決をいただきました訴えの提起について、その内容の一部を変更することに関し議会の議決を求めようとするものでございます。

内容につきましては、本日お配りしております議案第1号参考資料によりご説明申し上げますので、お聞きいただければというふうに考えます。

それでは、議案第1号参考資料1ページ、訴えの変更の概要でございますが、現在、長崎地方裁判所で係争中の「平成20年（ワ）第612号 損害賠償請求事件」に、平成20年度から平成22年度の超過経費に係る損害賠償を拡張して請求しようとするものでございます。

拡張請求額は11億4,162万3,704円で、請求の期日は平成24年1月23日を予定いたしております。

次の2ページをお聞きください。

これは、平成20年8月26日に議決をいただいた議案第8号の写しでございます。

今回変更しようとしております箇所は、「2、訴えの内容」、そこに記載しています「17年度から19年度」を「17年度から22年度」までに変更をするものでございます。

3ページをお開きください。

現在係争中の事件の概要でございます。

次に、4ページをお開きください。

表にいたしておりますけれども、そこに平成20年度から22年度までの3カ年の超過経費計算書がございます。これは応札提示額、すなわち平成14年10月22日付で当時の川崎製鉄株式会社、現在のJFEでございますけれども、そこから組合に提示された年間経費内訳書の額に対して組合が実際に幾ら支払ったかを比較したものでございます。

ちなみに、応札提示額というのは、当初の訴えの提起と数字は一緒でございます。それと20年度から22年度を比較しております。両方を比較した額の3カ年分、20年度から22年度までですけれども、この合計額1億4,162万3,704円が今回、拡張請求をしようとする額になります。

参考までに、次のページですけれども、5ページに現在請求中の17年度から19年度分超過経費計算書、次の6ページが17年度から22年度までの6年間の請求額を合計したものでございます。金額では3億1,845万4,267円が合計額となっております。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第2号「平成23年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

これは参考資料から議案のほうを見ていただければと思いますけれども、今回の補正は、第1条に記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ550万円を追加して歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,243万4,000円とするものでございます。

前年同期の歳入歳出予算それぞれ3億9,308万5,000円と比較いたしますと、7,065万1,000円、2.3%の減となります。

今回の補正の内容でございますが、議案第1号でご説明申し上げた訴えの変更に伴う所要の経費を計上するものでございます。

議案の予算書8ページをご覧ください。

一番後ろになりますけれども、歳出の内訳といたしましては、12節裁判所に納付する手数料228万円、13節訴訟代理人に対する着手金等の委託料322万円、合わせて550万円でございます。財源につきましては、繰

越金を充当するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。2番馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

今、管理者からもあいさつの中で説明がありましたけれども、2008年9月に平成17年度から19年度の19億7,600万円を訴えられて、8月定例会のときに、3月までに結審して、もう年度が明けたら判決があるんだというあいさつもあったんじゃないかと思っております。これは昨年8月ですね。そういうときに今、追加訴訟ということで、今の時期になった理由というのはどのようなものでしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

今現在、裁判におきましては、提訴以来12回の口頭弁論、それから弁論準備手続10回を行っているところでございますけれども、現在この時期に拡張請求することにつきましては、弁護士と協議の上、やはりタイミングをずっと見ていたと。今、管理者も申し上げましたとおり、双方の主張整理の時期でございまして、やがて最終弁論、それから判決、その最終的な時期に来ているのが今だということ判断し、途中における年度ごとを単年度で行うよりも、やはり3年間をまとめた今の時期が一番、ベストであろうという判断を訴訟代理人がしておりますので、それに基づいて協議し、本日このように拡張請求を議会に出ささせていただいたという経過でございます。

以上でございます。

○2番（馬渡光春君）

新聞報道にもありましたように、今までの17年度から19年度の19億7,600万円、それと20年度から22年度ですか、11億4,200万円ということで、31億1,800万円になるということでございますけれども、これにも書いてあるように、訴訟後、判決後、例えば、私も以前質問をした覚えがあるわけですけど、何で3年分ですかと。もうあと3年も終わっているんじゃないかということで、それは後で精査するんだということで答弁をいただいておりますけれども、何で今かなということも1つでございますけれども。

この前、私、8月にちょっと聞いた覚えが、とにかくもう年度が変われば判決が出るんだという、もう終わりに来ているんだという受け方をしておったんですね。この中にも書いてある、主文にも書いてありましたけど、訴訟

判決後、相手側と協議する。また、別に訴訟を起こす。そして、今回のように拡張請求をするんだということが3通りあるということであるようでございますが、どのような検討をされたのでしょうか。例えば、新たに起こせばまた裁判経費も掛ると。どのくらいの差があるんですか。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまのご質問に幾つかありましたので、分けて回答申し上げます。

まず、3年間ごとになぜやっているのかということにつきましては、現在委託契約を結んでおりますJFEと3年ごとに契約をやり直しするというところで、3年ごとに契約をすることが最初の覚書で決まっておるものですから、それに準じてやっております。よって、まず17年度に契約して3年後が20年度と、そして20年度から3年間で22年度まで、昨年3月までが3年にわたってきたという経過がございまして、これまで約3年間分を合わせてということにしております。

それから、2点目の質問の新聞報道に載っていたという部分ですけれども、内部で検討する場合、方法として、17年度から19年度までの判決がおりてから20年度以降のことについてJFEと協議をする方向が1つ、2つ目が、新たにまた20年度から3年間分をすること、3つ目の方法としましては、拡張請求、今回しているようなことをするのが3つ目の方法と、その3つを検討した結果、やはり時間的、それから、言われた費用的な面で一番有利であろうと。

現在までJFEとは係争中であるものですから、判決後どういうふうにするかというのは協議しておりますけれども、なかなか簡単にお互いの立場ですんなりいくような見通しはないということをお断りいたし、今回新たに請求を起こすよりも拡張請求をするほうが金額的にも有利であると。その金額的に有利かということにつきましては、まず裁判所に提示します書類につきまず印紙代が今、228万円とじていますけれども、新たにすることはこれが331万円掛ると。そういった部分の金額的な有利さ、もちろん弁護士に対する着手金等についても、やはりそれ相応の部分が新規の場合は掛ると、契約のやり直しから始まるものですから。

それとあと、時間的な問題、やはり判決を待っていてすればかなり時間が掛るだろうという見通しを立てております。といいますのは、なぜそこまで考えますのは、昨年の平成23年4月から委託契約の変更を結び直すときに、やはり色んな部分で裁判をとということが前面に出ているものですから、双方妥結するには司法の判断以外に方法はないんじゃないだろうかということと考えております。そういった部分も含めてやはり弁護士と協議し、拡張請求が最良の方法だということをお断りいたしておるところでございます。

以上でございます。

○2番（馬渡光春君）

3回目ですけれども、今、色んなもろもろのことを検討しながら拡張請求がいいんだという結論に達したということでございますけど、その17年度から19年度、それから20年度から22年度と、私も議員のときでも言ったんですよね、何でこが用役費が大きくなったんですかと。しかし、3年後、ワンパターンで3年後精査します、3年後精査しますというその答弁をずっともらっておったですね。17年度から19年度はえらい用役費が掛るやかねと言ったら、3年後JFEと精査して解決しますというその答弁をずっともらっていた。それが話が合わないで提訴になったと思っておりますけれども、もう17年度から19年度、20年度から22年度、もう23年度も次のパターンが始まっているんですね。22年度まで今、拡張請求して、23年度からまた3年間業務委託を結んでおる。これまた提訴になるわけですか。

○管理者（宮本明雄君）

この問題というのは、17年度から19年度分の最初に提訴したときに、もう既にその時点では20年度が始まっていると。今現在でいきますと、3年という期間を考えますと、今回20年度から22年度ということで、やっと決算が終わって、そこまでもし裁判が結審をし、判決が出ていればこういう裁判を別に起こすか、その趣旨にのっとって協議を当事者とするかと、その2つになると思います。

今回、馬渡議員もおっしゃいましたように、もう少し早く判決が出るのかなという期待もあったんですけれども、裁判のことですから、お互いに主張はするというようなこともありまして、現時点ではまだ裁判の途中であるというようなこともあって、その決算が終わりました20年度から22年度までの決算が終わったということになりまして、その請求をすべき額というのが新たに判明をしてきたというのが一つの事実ということになります。今のタイミングになりまして、判決が出ていればこれはできなかつたと思いますけれども、まだ判決が出てないと、係争中であるということでありまして、その拡張請求というやり方があるということもありまして、今回この議案として提出をさせていただいて拡張請求に踏み切ろうということをしたわけでございます。

冒頭から私もずっと申し上げておりますけれども、民事の損害賠償ですから、損害賠償額が確定しないと請求できないと、これずっと続くわけですね。22年度、23年度、もう既に23年度は終わろうとしているという時期でございます。その後のことをどうするのかということについては、裁判の判

決を見ながら検討していく必要があるんじゃないかと。

弁護士さんも全協か説明会の中でおっしゃったと思うんですけども、いつも、いつも3年ごとに裁判を起こすわけにはいきませんよねというようなお話もございましたけれども、その辺も裁判の行方に大きくかかわってきていると。その結果が、かかわってくるということになるんじゃないかなというふうに思っております。

今回、20年度から22年度までを拡張請求という形でさせていただきますのは、決算が終わったと。損害賠償の額が確定をしたと。私どもが主張している損害賠償を請求すべき額が確定をしたということでご理解を賜りたいなというふうに思っております。それは常に民事の訴訟というのはそういうものだというふうに聞いておりますので、そういう形でさせていただいております。

それから、23年度以降については、その判決結果を見ながら協議になるのかどうなるかわかりませんが、毎年毎年というか、3年に一度の裁判を起こすというのはお互いに利益がある話じゃないと思いますけれども、どんな結果になるかは今のところは予断をもって臨んでいないというところでございます。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。林田議員。

○1番（林田 勉君）

1点だけ。今、説明がありましたとおり、今回20年度から22年度の決算が決まったから、それを現裁判に合わせて拡張請求をするということなんですけど、先ほどから説明がありますように、年度が明けたらすぐ結審があるというふうな話なんですけど、今回こういうふうに拡張請求をしたことで、その結審の内容、もしくはその結審の時期が更に遅れるというふうなことはございませんでしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

私どもの訴訟代理人から聞いた話ということで前置きさせていただきますけれども、今回の請求をすることにより、そう長い引き延ばしの部分はないだろうと。年内には判決がおきるような格好で動くんじゃないかなというふうなことを聞いておりますけれども、もちろん相手がおることですし、最終的には裁判所の判断になってくるかと思っておりますので、今年の12月ぐらいまでには下りるのかなとは思っております。

以上でございます。

○1番（林田 勉君）

そしたら、年度明けぐらいという話なんですけど、少しニュアンスが変わって、今年いっぱいぐらいだろうと、いうことで、多少はやっぱり延びるだろうというふうな予想と考えてよろしいでしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

はい。

以上です。

○1番（林田 勉君）

すみません、もう1点だけ。それと、ちょっと勉強不足なんですけど、この原告の訴訟代理人の方が3名おられますけど、これは訴訟の当初からおられる3名の方なんでしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

3名の方につきましては、当初、平成20年に提訴したときは龍田弁護士と山本弁護士というお二方でした。そのあと山本様がお亡くなりになられたものですから、一時期、龍田弁護士1人でしていただいていたんですけども、昨年10月にやはり判決も近いと、それから、色んなアドバイスも私ども受けなければいけないということからお二方を追加して、現在3名の方をお願いしていると。なお、事務所的には3人とも同じ事務所に所属されているということをご理解ください。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

次に、議案第2号に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(並川和則君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(並川和則君)

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありませんでした場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(並川和則君)

ご異議なしと認めます。

これをもちまして、平成24年第1回県央県南広域環境組合議会臨時会を閉会いたします。

この後、全員協議会を設けております。原告訴訟代理人による裁判状況の説明をしていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

(午後3時30分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 並川 和則

署名議員 山口 喜久雄

署名議員 上田 篤